

地域密着型サービス外部評価業務実施要領（参考例）

[評価機関の名称]（以下「当機関」という。）における認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価の業務の実施については、本業務実施要領に定める。

1 地域密着型サービスの外部評価の目的と基本方針

（※ 各評価機関において記入する。）

2 外部評価の体系及び評価項目

外部評価項目は、別添1によるものとする。

なお、評価を受ける事業所が複数のユニットで構成されている場合には、特別な事情がある場合を除き、下記の評価手続きはすべてのユニットについて行った上で、最終的な評価は事業所全体を単位として行うものとする。

3 外部評価の構成

外部評価は、当機関の委嘱する複数の評価調査員（そのうち、主となる評価調査員を主任評価調査員とする。）により実施された「書面調査」と「訪問調査」の結果を総合した上で、当機関としての決定に基づき行うものとする。

4 書面調査

当機関は、事業所から外部評価の依頼を受けた場合には、所定の手続きに基づき契約の締結、評価手数料の受領を行った後に、「現況調査」、「自己評価調査」及び「アンケート調査」を目的として、次の書面の提出を求めるものとする。

（1）介護サービス情報の公表制度の「基本情報調査票」

ただし、当該年度の「基本情報調査票」が公表されている場合は、提出を省略することができる。

(2) 事業所の運営やサービス提供に係る文書

(3) 自己評価調査及び外部評価結果（別紙4）

別紙4の「1 自己評価及び外部評価結果」（外部評価に係る記入欄を除く）について記載したもの。

なお、複数のユニットを持つ事業所の場合には、自己評価に係る記入欄について、各ユニットごとに作成したものとする。

(4) 家族アンケート調査

利用者の家族に対し、評価を受ける事業所を通じて利用者家族等アンケート用紙（別添3）を配布し、家族から直接送付を受けることにより行う。

(5) その他必要と認める書類

例えば、運営推進会議の議事録 等

5 訪問調査

(1) 訪問調査は、書面調査を実施した後に、評価調査員が事業所を訪問し、別添1の評価項目についての調査を行うことにより実施するものとする。

(2) 訪問調査は原則として1日間とし、当該事業所の運営状況の概要等について評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関する状況の調査を行うものとする。

(3) 所定の調査作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な総括と確認を行い、訪問調査を終了するものとする。

(4) 評価を行う際には、評価調査員は、当機関に所属する評価調査員であることを証する書類を絶えず所持し、事業所の職員から提示を求められたときには、提示するものとする。

(5) 緊急を要する事項（明らかな指定基準違反により、利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、評価調査員は、当機関を通じて市町村及び県に通報するなど、適切な対応を行うものとする。

6 評価結果の確定

(1) 主任評価調査員は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断し、別添1の評価

項目について、訪問調査を行った評価調査員全員の合意により評価を行い、遅滞なく別紙4の「1 自己評価及び外部評価結果」を当機関あて提出するものとする。

(2) 当機関は、(1)の評価結果の提出を受けたときは、評価を受けた事業所に対して、郵送又は電子メールにより同報告書の写しを送付し、意見がある場合には挙証資料を添付した上で、当機関が定める日までに提出することができる旨を告知するものとする。

(3) 当機関は、(2)の告知期間が経過した後に、(1)の評価結果を踏まえて当機関としての評価結果を決定するものとする。

また、評価を受けた事業所から告知期間内に(2)の意見及び挙証資料の提出があったときは、これを参酌して(1)の評価結果の内容を検討し、当機関としての評価結果を決定するものとする。

ただし、いずれの場合にあっても、(1)の評価結果又は評価を受けた事業所からの(2)の意見と挙証資料について専門的な観点から審査を行う必要があると判断したときは、評価審査委員会(委員名簿:別添4)を開催するものとし、その審査結果を踏まえた上で、当機関としての評価結果を決定するものとする。

7 結果の通知等

当機関は、評価結果を決定したときは、これを評価を受けた事業所に通知するとともに、事業所から別紙4の「2 目標達成計画」の提出を求め、別紙4の「1 自己評価及び外部評価結果」と併せて独立行政法人 福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAMNET)」に掲載するものとする。

また、当該結果を評価を受けた事業所に通知する際は、当該事業所としての評価結果に関する事後の改善状況を「WAMNET」に掲載する手続きについて、併せて情報提供するものとする。

8 岡山県に対する報告

当機関は、外部評価を行った後、評価を実施した評価調査員、評価手順、評価結果等について、県に対し報告するものとする。

9 事業所へのアンケート

当機関は、外部評価を実施する事業所に対し、訪問調査の方法や外部評価の感想等についてのアンケートを実施し、評価機関としての質を高めるよう努めるものとする。

10 その他

本業務実施要領は、評価を受ける事業所からの求めに応じて開示するものとする。

(別添1) 外部評価項目 (※ 岡山県が定めた外部評価項目とする。)

(別添2) 自己評価票 (※ 岡山県が定めた自己評価票とする。)

(別添3) 利用者家族等アンケート用紙

(※ 岡山県が定めた利用者家族等アンケート用紙とする。)

(別添4) 評価審査委員会委員名簿